

阿賀野市告示第133号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条及び同法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、令和8年度地籍調査事業の実施を次のとおり定めた。

令和8年6月12日

阿賀野市長 加藤博幸

1 事業計画告示年月日

令和8年6月5日 新潟県告示第501号

2 調査を実施する者の名称

阿賀野市

3 調査区域

金田町の一部、中島町の一部、中島の一部
外城町の一部、中央町の一部、日の出町の一部

4 調査期間

令和9年3月31日まで